

大和田会計ニュース



賃上げ促進税制の強化について

「アベノミクス」の成長戦略で平成 25 年に創設された「所得拡大促進税制」は、現在「賃上げ税制」と名を変えて、さらに、税制改正で使い勝手が良くなりました。定額減税と並んで「会社良し」「社員良し」「地域良し」の三方良しに成るよう上手に使いましょう。

今回、令和 6 年 4 月スタートの中小企業向けの改正点は、いくつかの条件をクリアすれば、全雇用者の給与支給額の増加額の最大 4.5% を税額控除するというもの。内容を確認しておきます。

1. 適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金 1 億円以下の法人、農協等）又は従業員数が千人以下の個人事業主

2. 適用条件

全雇用者の給与支給額	税額控除率	教育訓練費の増額	税額控除率	両立支援と女性活躍	税額控除率	最大控除率
前年比 + 1.5%	15%	+ 5%	10%	くるみん 又は	5%	4.5%
前年比 + 2.5%	30%		上乗せ	えるぼし 2 段階目以上	上乗せ	

ただし、これまで同様に、税額控除額の上限額は法人税額等の 20% は変更ありません。

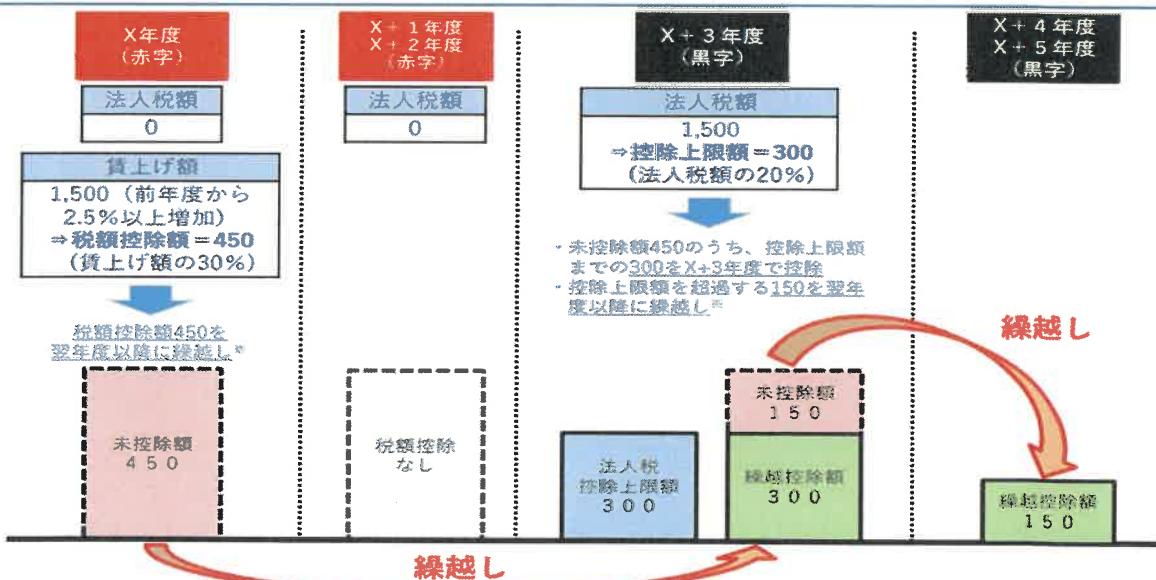
3. 今回の改正の目玉は、税額控除額の繰越控除制度が新設されました。

賃上げを実施したが、赤字が発生した場合では、税額控除額に控除しきれない金額が発生します。

その未控除額を翌年度以降 5 年間にわたって繰越し、将来発生する法人税から控除できます。

繰越控除措置のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の 5 年間の繰越しが可能となりました。



※中小企業庁「賃上げ促進税制を強化！」より抜粋

(文責 税理士 大和田利明)

国税の納付書が届かない?

まだ、開始されたばかりなので、大部分の方には影響しておりませんが一部お気付きになられた方も、いらっしゃるのではないか?

令和6年5月以降発送分から、国税の納付書の大部分が発送されなくなりました。以下が国税局の案内文です。

国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けてキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところ、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、令和6年5月以降に送付する分から、e-Taxにより申告書を提出している法人の方などについて、納付書の事前の送付を取りやめることとしております。納付書を使わずに納付ができ、簡単・便利なダイレクト納付などのキャッシュレス納付の手続きをご用意しておりますので、是非ご利用ください。

法人では、4月が決算月の会社と、9月決算の法人税中間申告分から、実際に納付書が郵送されなくなりました。(※電子申告をしていない等、ごく一部の方には納付書発送が継続しています。)

同じ中間申告でも、消費税(国税)は当面発送継続となっています。
さらに、地方税(県・市町村)にいたっては確定申告・中間申告ともに発送継続なので、事態が混沌としている側面もあります。

この件につきましては、令和5年の年末ごろより、税理士会にも案内があり弊社でも検討・準備をしてきました。

対応方法は、複数ございます。

今後、担当者より、お客様に隨時ご説明のうえ、キャッシュレス納付への切り替え等を行ってまいりますので、ご協力よろしくお願ひ致します。